

損害賠償及び和解に関する件

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市中央区

株式会社 J E R O P

2 事故の概要

令和5年2月9日、札幌市中央区南11条西22丁目の交差点において、右折しようとした消防局の消防車両が、右方に停車していた相手方の自動車に接触したことにより、当該自動車が損傷した。

3 損害賠償の額

1,945,338円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。